ロ　原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	十年間
ハ　放射性廃棄物の排気口又は排水口又は排水監視設備及び排気監視設備及び放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度	一日間の平均濃度にあっては毎日一回、三月間の平均濃度にあっては三月ごとに一回	十年間
ニ　管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間
ホ　放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量	一年間の線量にあっては毎年度一回、三月間の線量にあっては三月ごとに一回、一月間の線量にあっては一月ごとに一回	第四項に定める期間
ヘ　四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回（上欄に掲げる当該一年間以降に限る。）	第四項に定める期間
ト　放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間の当該年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	第四項に定める期間
チ　工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	一年間
リ　廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及びその廃棄又は投棄の日、場所並びに方法	その廃棄又は投棄の都度	第六項に定める期間

ヌ　放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	第六項に定める期間
ル　放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	一年間
六　原子炉施設等の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	その都度	第六項に定める期間
ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第六項に定める期間
ハ　事故の原因	その都度	第六項に定める期間
ニ　事故後の処置	その都度	第六項に定める期間
七　気象記録		
イ　風向及び風速	連続して	十年間
ロ　降雨量	連続して	十年間
ハ　大気温度	連続して	十年間
八　保安教育の記録		
イ　保安教育の実施計画	策定の都度	三年間
ロ　保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間
ハ　保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間
九　廃止措置記録		
イ　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	第六項に定める期間
ロ　イに規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	測定の都度	第六項に定める期間
十　第五条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	第六項に定める期間
十一　実用炉規則第七条の五第一項の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第六項に定める期間
十二　第十七条に規定する防護措置の記録		
イ　見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名	毎日一回	一年間
ロ　防護区域、同項第一号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への第十七条第二項第一号に規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	発行の都度	五年間